

Japanese Practice News

KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

October 2026 | No. 10



行政院が「中小零細企業転換高度化発展条例」草案を可決

「中小企業発展条例」は、1991年の制定・公布以来、複数回にわたり改正が行われてきました。今回の改正案では、制度を全面的に強化し、零細企業への支援を盛り込むとともに、研究開発・革新、事業転換・発展及びその支援、人材の確保、育成及び定着等に関する各種租税優遇措置を導入します。今後、立法院において審議される予定です。また、名称が「中小零細企業転換高度化発展条例」に変更されました。

今回の法改正のポイントは、以下の5項目です。

1. 支援及び適用対象の拡大

商業エリア、市場、夜市、農業関連企業及び観光・宿泊業等を幅広く対象に加え、広く利用可能な融資制度を提供するとともに、「農業信用保証基金」を新設する。また、デジタルトランスフォーメーションを支援することで販売力を強化し、地域の特色を活かした産業の発展を促進する。

2. 産業クラスターの転換の推進

「大企業が中小零細企業を牽引する」方式を通じて、競争力の高いサプライチェーン、大手流通チャネル、ECプラットフォーム等との連携を支援する。

ベンチマーク企業が牽引役となることにより、中小零細企業の共同発展を促進する。

3. 包摂的成長の実現を推進

新規雇用及び給与引上に係る租税優遇措置を改善し、企業による従業員への支援、賃金の引上げ及び仕事と家庭の両立を支援する職場環境の整備を奨励する。

4. 優遇政策の拡充

「研究開発投資税額控除率」を全面的に上げるとともに、事業転換・高度化に係るソフトウェア、ハードウェア、技術又はサービスへの投資に対する税額控除を新設する。また、「産業革新条例」よりも低い適用基準を設定することで、従来型産業の高付加価値化を加速させる。

5. スタートアップ企業の育成に関する章の追加

イノベーションの実証に仕組みやすい環境を整備し、革新的な技術及びビジネスモデルの実用化と市場化を加速させることで、スタートアップ・エコシステムの構築を推進する。

定義

項目	定義
中小零細企業	法令に基づき会社、有限責任組合又は商業の登記を行い、払込資本額又は出資額がNT\$1億以下、又は経常的に雇用する従業員数が200人未満の事業
零細企業	中小零細企業のうち、経常的に雇用する従業員数が一定人数(5人)未満の事業
スタートアップ企業	設立後一定期間(8年)未満で、かつ、所定のイノベーション要件を満たす中小零細企業

改正草案の内容

項目	改正草案の内容
適用対象	企業に対する租税優遇措置は、法令に基づき会社又は有限責任組合の登記を行った中小零細企業に限り適用される。個人の知的財産権に係る課税繰延べについては、別途関連規定に基づく。
中小零細企業の研究開発投資税額控除 (草案第11条)	研究開発費に係る投資税額控除率の引上げ: 研究開発費について、当年度の営利事業所得税額から最高20%を控除する方式、又は当年度から3年間にわたり最高15%を控除する方式のいずれかを選択でき、控除率はいずれも現行の15%及び10%からそれぞれ引上げられる。各年度の控除額は、当年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とする。
知的財産権の現物出資による株式取得に対する課税猶予 (草案第12条)	知的財産権の現物出資に係る課税猶予優遇措置の継続: 所定の要件を満たす中小零細企業又は個人が、自己の知的財産権をTWSE・TPEX上場会社又はエマージングマーケット登録会社以外の会社に譲渡し、新規発行株式を取得した場合、当該株式を実際に譲渡、贈与する時、又は遺産として分配する時まで所得税の申告・課税の猶予を選択することができる。
事業転換・高度化投資税額控除 (草案第18条)	本項を新設: スマート機械及びデジタル管理、AI、情報セキュリティ、省エネ・炭素排出削減等に関する規定を満たすソフトウェア・ハードウェア、技術又はサービスへの投資について、同一課税年度の支出額が合計NT\$25万以上NT\$5億以下の場合、当年度の営利事業所得税額から5%を控除する方式、又は当年度から3年間にわたり3%を控除する方式のいずれかを選択できる。(各年度の控除額は、当年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とする。)

項目	改正草案の内容
従業員の新規雇用・給与引上げに係る租税優遇措置 (草案第31条)	● 新規雇用に係る優遇措置の対象年齢を拡大：台湾籍の非管理職従業員の年齢範囲を、24歳以下又は65歳以上から、29歳以下又は55歳以上に拡大する。新規雇用者数及び企業全体の給与総額の増加等の要件を満たす場合、新規雇用した従業員の給与費用の最高200%を、新規雇用を行った年度の営利事業所得額から控除可能。 ● 給与引上げに係る優遇措置を175%から200%に引上げ：台湾籍の非管理職従業員の平均給与を上げた場合、法定最低賃金の調整に伴う増額分を除き、台湾籍の在職非管理職従業員について増額した給与費用の最高200%を、当年度の営利事業所得額から控除可能。
租税優遇措置の施行期間 (草案第38条)	2027年1月1日～2033年12月31日



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666
內線：02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666
內線：02909
E byronchen@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666
內線：00584
E etsai@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666
內線：06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666
內線：16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 佳伶

Partner

T +886 2 8101 6666
內線：12089
E lindalin@kpmg.com.tw

黃 偉哲

Partner

T +886 2 8101 6666
內線：14827
E frederickhuang@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線：14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線：02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線：22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

岡島 望

T +886 2 8101 6666 內線：23107
E nozomiokashima@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2026 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

